

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定において準用する同法第25条の3第2項の規定により、大阪広域水道企業団岬水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和3年8月16日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	更新年月日	有効期間の満了の日
岬 第26号	有限会社石本宅研工業 石本 敏夫	阪南市箱作1524番地	令和3年8月16日	令和8年9月29日
岬 第45号	久保六商店 久保 和子	泉南郡岬町深日2605番地	令和3年8月16日	令和8年9月29日
岬 第52号	オーヤシマ株式会社 湊 明子	和歌山県岩出市畑毛306番地の2	令和3年8月16日	令和8年9月29日